

# 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務仕様書

## 第1 委託業務の名称

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務

## 第2 業務概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、重症者や重症化のおそれがある方の入院医療に支障が生じないように、軽症者等については宿泊療養施設で療養できる体制の整備を進めており、宿泊療養施設の安定的な運営体制を確保するため、宿泊療養施設の管理運営に関わる業務全般を委託する。

## 第3 委託期間

契約締結の日より10日以内 から 令和4年3月31日（木）まで

## 第4 施設の概要

ホテルルートイン金沢駅前（石川県金沢市昭和町22番5号）

- (1) 軽症者等療養可能室数220室程度
- (2) 令和2年6月より新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設として稼働しており、ゾーニング工事等開設準備については実施済

## 第5 業務の基本方針

受託者は、次に掲げる事項を十分に理解した上で、適正に業務を行うものとする。

- (1) 業務の全般にわたって、療養者の安全の確保を最優先すること。
- (2) 施設内での感染防護対策を徹底するため、療養者の生活区域（レッドゾーン）と施設運営に携わる者（以下、「職員」という。）の業務・生活区域（グリーンゾーン）及び防護具脱衣区域等（イエローゾーン）の区域設定（ゾーニング）をし、それぞれの行動範囲を限定し、職員（外部業者含む）の二次感染の防止に努めること。
- (3) 療養者及び職員の安全かつ快適な利用が図れるよう、施設設備等の適切な維持管理に努めること。
- (4) 個人情報保護法及び石川県個人情報保護条例に基づき、業務に関連して知り得た施設の入所者等個人に関する情報は適切に取り扱うこと。
- (5) その他、関係法令及び条例等の規定を遵守すること。

## 第6 業務委託内容

仕様書業務詳細のとおり

## 第7 委託業務の実施に関する経費

- (1) 委託料による支出対象
  - ① 受託者が確保する職員の人件費
  - ② 施設運営経費

- ③ 第三者への業務委託に要した経費
  - ④ 業務に要する事務費（物品購入費，通信費等）
  - ⑤ その他委託業務の実施に必要な経費
- (2) この他、委託料に関する事項は契約書において定める。

## 第8 委託業務の実績に応じた委託料（委託金額）の決定等

上記7（1）の支出対象経費については、受託者が作成した実施報告書を委託者が確認の上、支払金額を決定するものとする。

## 第9 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務に従事する全ての職員に対して、受託者のサービス、安全衛生、災害防止に関する規則等を順守させるとともに、本件業務実施に係る委託者の取り組む規律維持等について、委託者に協力すること。
- (2) 受託者は、業務に従事する受託者の職員について、事業主として労働法規その他関係法令に規定する全ての責任を負うこと。
- (3) 受託者は、業務に従事する受託者の職員について、新型コロナウイルスへの感染や業務中に発生する恐れのある事故への補償など、その責任において必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者は、「第5 業務の基本方針」に基づき、施設又は設備の改造を行おうとする場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。
- (5) 受託者は、その責めに帰するところにより、施設若しくは設備等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、委託者の指示するところにより、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

## 第10 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、「第5 業務の基本方針」に記載のとおり、個人情報保護法及び石川県個人情報保護条例に基づき、療養者の個人情報の管理に当たっては、情報の漏えい、滅失、その他情報の適切な管理のため、必要な措置（業務マニュアルの策定、本業務に係る事項のソーシャルネットワークサービスへの投稿の禁止、業務資料の施設外への持ち出し禁止等）を講じるものとする。
- (2) 業務の全部又は一部に従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報、宿泊施設としての施設名称及び業務の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、委託業務が終了した後においても同様とする。

## 第11 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、委託者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、

協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (4) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。